

P R T R届出書及び県条例第 4 2 条報告書の受付窓口について

P R T Rの届出は、県知事等を経由し、事業を所管する大臣あてに提出することとなっています。

また、P R T R届出対象事業者はP R T Rの届出と併せて、神奈川県生活環境の保全等に関する条例第 4 2 条の報告が必要です。（横浜市及び川崎市に所在する事業所を除きます。）

神奈川県内に事業所のある事業者の方は、その事業所を所管する次の各地域県政総合センター等に、P R T R届出書及び県条例第 4 2 条報告書を提出してください。（提出期間は、4月1日～6月30日です。）

事業所の所在地	P R T R届出書及び県条例第 42 条報告書の受付窓口
横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、 葉山町 (P R T R届出書及び県条例 4 2 条報告書)	横須賀三浦地域県政総合センター 環境部環境課 〒238 - 0006 横須賀市日の出町 2 - 9 - 1 9 横須賀合同庁舎内 電話 (0 4 6) 8 2 3 - 0 2 1 0 (代表)
厚木市、大和市、海老名市、 座間市、綾瀬市、愛川町、清川村 (P R T R届出書及び県条例 4 2 条報告書)	県央地域県政総合センター 環境部環境保全課 〒243 - 0004 厚木市水引 2 - 3 - 1 厚木合同庁舎内 電話 (0 4 6) 2 2 4 - 1 1 1 1 (代表)
平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、 伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町 (P R T R届出書及び県条例 4 2 条報告書)	湘南地域県政総合センター 環境部環境保全課 〒254 - 0073 平塚市西八幡 1 - 3 - 1 平塚合同庁舎内 電話 (0 4 6 3) 2 2 - 2 7 1 1 (代表)
小田原市、南足柄市、中井町、大井町、 松田町、山北町、開成町、箱根町、 真鶴町、湯河原町 (P R T R届出書及び県条例 4 2 条報告書)	県西地域県政総合センター 環境部環境保全課 〒250 - 0042 小田原市荻窪 3 5 0 - 1 小田原合同庁舎内 電話 (0 4 6 5) 3 2 - 8 0 0 0 (代表)
横浜市 (P R T R届出書及び電子情報処理組織 使用届出書)	横浜市環境創造局環境保全部環境管理課 〒231 - 0017 横浜市中区港町 1 - 1 電話 (0 4 5) 6 7 1 - 2 4 8 7 (直通)
川崎市 (P R T R届出書及び電子情報処理組織 使用届出書)	川崎市環境局環境対策部企画指導課 〒210 - 8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地 電話 (0 4 4) 2 0 0 - 2 5 3 2 (直通)
相模原市中央区、南区、緑区（橋本、大 沢地区）（P R T R届出書、条例 4 2 条 報告書及び市内全域の電子情報処理組織 使用届出書）	相模原市環境経済局環境共生部環境保全課 〒252 - 5277 相模原市中央区中央 2 - 1 1 - 1 5 電話 (0 4 2) 7 6 9 - 8 2 4 1 (直通)
相模原市緑区 (城山、津久井、相模湖、藤野地区) (P R T R届出書及び県条例 4 2 条報告書)	相模原市環境経済局環境共生部津久井地域環境課 〒252 - 5172 相模原市緑区中野 6 3 3 電話 (0 4 2) 7 8 0 - 1 4 0 4 (直通)

なお、P R T Rの電子届出を初めて行う場合には、「電子情報処理組織使用届出書」を、横浜市、川崎市及び相模原市に所在する事業所については上記の各市役所の受付窓口に、その他の神奈川県内の事業所については次の大気水質課調整グループに提出してください。（「ユーザー I D 等通知書」を送付しますので、必ず返信用封筒を同封してください。）

事業所の所在地	電子情報処理組織使用届出書の提出場所
神奈川県内 (横浜市、川崎市及び相模原市を除く) (電子情報処理組織使用届出書)	神奈川県環境農政局環境部大気水質課調整グループ 〒231 - 8588 横浜市中区日本大通 1 電話 (0 4 5) 2 1 0 - 4 1 0 7 (直通)

P R T R届出及び県条例第 4 2 条報告について詳しくは、神奈川県ホームページ「化学物質対策と P R T R」 (<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7013/>) もご覧ください。